富士吉田市宿泊税システム整備費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、宿泊税の導入に伴い市内宿泊事業者が行うシステム整備を支援し、宿泊事業者の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、予算の範囲内において、富士吉田市宿泊税システム整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富士吉田市補助金等交付規則（平成４年規則第３号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次項に定めるもののほか、富士吉田市宿泊税条例（令和８年第３号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　システム　宿泊に伴って発生する料金、宿泊者数等を管理するレジシステム及び宿泊管理システムをいう。

(2)　システム整備　宿泊税の導入に伴うシステム等の整備をいう。

（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、条例第７条に規定する特別徴収義務者としての登録を市長に申告した者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

(2)　市税を滞納している者

(3)　その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象事業者が行うシステム整備に係る事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宿泊税の導入に伴って発生する既存のシステムの改修又は新たなシステムの構築並びにハー

ドウェア及びソフトウェアの購入に係る経費とし、宿泊施設ごとに算定する。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1)　経常的経費

(2)　人件費、交際費、交通費、宿泊費及び飲食費

(3)　租税公課(消費税及び地方消費税相当分等)

(4)　リース又はレンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費

(5)　クラウド型システムの月額料金等、通信費(インターネット回線、プロバイダー料金等)

(6)　振込手数料

(7)　他の補助金等の交付の対象となっている経費

(8)　その他市長が適当でないと認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とする。

２　補助金の上限額は、条例第８条又は条例附則第４項の規定に基づき申告した宿泊施設１施設当たり50万円とする。

３　補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、富士吉田市宿泊税システム整備費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　富士吉田市宿泊税システム整備費補助金事業概要書（様式第２号）

(2)　富士吉田市宿泊税システム整備費補助金誓約書兼同意書（様式第３号）

(3)　富士吉田市宿泊税システム整備費補助金資金収支計画書（様式第４号）

(4)　導入しようとするシステムや製品等の見積書等の写し

(5)　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、富士吉田市宿泊税システム整備費補助金交付決定通知書（様式第５号）により当該申請した補助対象事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第９条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、申請の内容を著しく変更しない程度の軽微な変更は、この限りでない。

２　交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

３　交付決定者が、補助対象事業を中止し、若しくは廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条　交付決定者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助対象事業の完了の日から起算して１か月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、富士吉田市宿泊税システム整備費補助金事業実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　富士吉田市宿泊税システム整備費補助金資金収支決算書（様式第７号）

(2)　導入したシステムや製品等の領収書等の写し

(3)　その他市長が必要と認めるもの

２　交付決定者は、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が０円の場合を含む。）には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに、富士吉田市宿泊税システム整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第８号）により市長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条第１項に規定する実績報告書の提出があったときは、書類を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、富士吉田市宿泊税システム整備費補助金交付額確定通知書（様式第９号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に富士吉田市宿泊税システム整備費補助金支払請求書（様式第10号）により市長に請求しなければならない。

２　市長は、必要と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

３　前項の規定による請求は、富士吉田市宿泊税システム整備費補助金概算払請求書（様式第11号）により市長に請求しなければならない。

４　交付決定者は、概算払額が補助金の確定額を超えているときは、市長が指定する日までにその差額を富士吉田市宿泊税システム整備費補助金概算払精算書（様式第12号）により精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1)　偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

（帳簿の保管）

第14条　交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（財産の処分等）

第15条　交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は譲渡してはならない。

２　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

３　交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図られなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令乙は、令和８年　月　日から施行する。

（この訓令乙の失効）

２　この訓令乙は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けたものに係るこの訓令乙の規定は、同日後においても、なお効力を有する。

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第７条関係）

様式第４号（第７条関係）

様式第５号（第８条関係）

様式第６号（第 10 条関係）

様式第７号（第10条関係）

様式第８号（第10条関係）

様式第９号（第11条関係）

様式第 10 号（第 12 条関係）

様式第 11 号（第 12 条関係）

様式第 12 号（第 12 条関係）